

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	愛媛県西条市		
調査事項	議会 BCP 及び防災訓練について		
視察年月日	2024年1月31日		
視察内容	災害履歴 芸予地震（1905年） 南海地震（1946年） 芸予地震（2001年） 南海トラフ付近では、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が70～80％程度の確率で発生するとされている。 議会基本条例について 平成26年12月に議会活性化特別委員会が設置 28年9月に西条市議会基本条例制定 第21条「議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする」 西条市議会業務継続計画（BCP）が策定された経緯 平成29年2月に議会活性化推進特別委員会を設置 31年2月に BCP 策定 令和2年5月に BCP 改定 災害対策基本法の定める自然現象を西条市危機管理方針の対象とする危機事象に改める 防災訓練を実施する目的 ・南海トラフ地震や風水害による自然災害に備える ・いざという時に議会としての責任を果たせるよう備える ・防災意識の高揚と防災力の向上を図る 実施した防災訓練 平成31年3月 本会議中に災害が発生したことを想定した防災訓練 演壇で議員が発言中に震度6弱の地震が発災→緊急避難速報の音源を放送→議席等の下に身を隠す ・課題 ①ヘルメットの紐の装着に手間取る ②椅子が固定されているため、机の下にもぐれない 揺れが収まった後、議会事務局職員の誘導により新館6階フロアに避難 ・課題 出入口に一気に集まったためドアの金具が壊れた 議会運営委員会を開催し、今後の対応を協議→本会議を再開し延会 令和2年10月 タブレット端末を活用した安否状況の確認及び災害の情報収集訓練 議員は、災害情報収集連絡表に必要事項を記入し、タブレット端末を用いて連絡表の写真を撮影		

(様式)

安否状況確認訓練 「被害無し」「被害有り」「参集不可」

「被害有り」「参集不可」の場合は、議会事務局へ連絡を入れる

- ・課題 タブレット端末操作の習熟度に個人差があり、難しい操作に諦めた議員もいる。

令和3年11月 オンライン会議システムを活用した全員協議会を開催する訓練

議長から議員の安否及び災害情報の報告を行った後、被災想定地域をドローンにより撮影し、リアルタイムで中継

令和4年12月 議員研修会と防災訓練を一体的に開催

- ・応急手当の重要性と救急体制について講演
- ・常任委員会ごとの4グループに分かれて救命講習→終了証発行

令和5年12月 地震発生後等に生じる火災からの避難

- ・本館6階に設置されている救助袋（シューター）の設置方法を確認し、地上避難訓練
- ・煙が充満した部屋の中を安全に避難する煙体験の訓練

議会の防災訓練等に関する今後の展開と課題

今後の展開 ・災害時には、普段やっていることしかできない

- ・普段やっていることを満足にできない
- ・普段やっていないことは絶対できない

課題 ・議員が普段利用しないタブレット端末の機能

- ・正しい手順を忘れてしまう

旭川市議会が参考にすべき点

平成28年9月に議会基本条例を制定し、同じ年度の29年2月に議会活性化特別委員会を設置、31年2月に議会BCPを策定。その直後の3月から、コロナ禍で中止した令和元年度を除き、毎年、防災訓練を実施してきた。

このスピード感と実行力は旭川市議会も見習うべきと感じた。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	熊本県 玉名市		
調査事項	議会 BCP 及び防災訓練について		
視察年月日	2024年2月1日		
視察内容	玉名市議会災害対応基本計画の必要性と目的 平成28年4月に発生した熊本地震は、最大震度7を2回観測するなど、九州地方に甚大な被害をもたらした。不意に襲い来る大規模自然災害に対処するには、議会においても危機意識の醸成と高揚を図り、災害を未然に防ぐ「防災」はもちろん、被害を少なくする「減災」、被害を避ける「避災」、被害に備える「備災」などの取り組みを不断に実行することが求められる。よって、大規模災害などの非常時においても、議会が二代表制の趣旨にのっとり、その基本的機能を維持するため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた「玉名市議会災害対応基本計画」を定めた。 災害時の議会・議員の行動指針 1. 議会としての役割 議会は、災害時においても機能を維持する必要性がある。そのため、さまざまな災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて、災害の復旧・復興時にあっては、住民代表機関として大きな責務と役割を担う。 2. 議員としての役割 議員は災害時には、特にその初期を中心に議会の機能とは別に「一市民」として、被災した市民の救援や被害の復旧のために非常事態に即応した「地域の一員」としての活動を果たす役割が求められる。 災害時に対する議会の組織体制 1. 玉名市議会防災会議（平常時）の設置 災害が発生、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう平常時から災害発生時の議会の対応を確認し、市の災害対策の課題について把握し、防災のあり方について協議・検討する体制として、議員全員で組織する防災会議を設置する。 2. 玉名市議会防災会議（非常時）の設置 防災会議は、執行機関における玉名市災害対策本部が設置されたときは対策会議へと体制を速やかに移行し、災害対策・災害対応に当たるものとする。 災害時の業務継続体制と活動の基準 1. 対策会議「運営会議」の招集 議長が登庁し、議員の安否情報を集約後、副議長、常任委員会及び議会運営委員長に対し「運営会議」を招集する。		

(様式)

2. 議員の基本的行動

議員は、非常時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、次の活動に当たる。
また、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

ア. 議長から全議員への「全体会議」の招集があるまでは、「地域の一員」として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。

イ. 地区担当議員は、地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。

ウ. 議長から、全議員への「全体会議」の招集に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。

エ. 運営会議メンバーは、対策会議が設置された場合は、上記にかかわらず運営会議の任務に当たる。

防災訓練

1. 平成30年11月10日 市内で震度6強の地震、沿岸部に津波注意報発令との想定。執行機関に「玉名市災害対策本部」が設置されたことに伴い、議会も「玉名市議会災害時対策本部」を設置し、直ちに運営会議を招集。
2. 令和元年11月17日 明け方に「大雨警報」続けて「土砂災害警戒情報」が発表されたことにより、「避難勧告」の発令との想定。執行機関に「玉名市災害対策本部」が設置されたことに伴い、議会も「玉名市議会災害対策本部」を設置し、直ちに運営会議を招集。
3. 令和4年11月21日 防災訓練の流れに沿って、オンライン会議にて実施。

視察を通じての感想

3回の防災訓練を実施したことはわかったが、災害情報についてと議員の安否情報について報告があったが、「議員は何をしたのか」質問したところ「議員は行政の邪魔をすべきではない」との回答であった。それは、その通りかもしれないが、質問と答弁がかみ合っていないと感じた。いずれにしても議員の非代替性を考えると、身の危険が及ぶような軽率な行動はとるべきではないと感じた。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	石川厚子
視察地	神奈川県 横須賀市		
調査事項	議会 BCP 及び防災訓練について		
視察年月日	2024年2月2日		
視察内容	災害時 BCP 策定の経緯 平成28年4月14日に熊本地震発生。間を置かず5月に議長が議会運営委員会で災害時BCPの策定を提案。「災害時における議会のあり方検討会」設置。 議会独自の災害対策組織を設置し市議会基本条例を改正。あわせて行動指針及びマニュアルも策定。 災害時 BCP の概要 震度6強以上、大規模な原子力災害が発生または発生のおそれを想定。 議会の役割 ・市災害対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。 ・地域の被災状況等情報を整理し、市災害対策本部へ提供する。 災害対策会議 ・議長、副議長、議会運営委員会委員長、各会派代表者で組織。 ・本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまで、以下の取り組みを災害対策会議に一元化する。 ① 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握 ② 議員の招集 ③ 市本部から情報提供を受け、議員へ提供 ④ 議員等から提供された情報を収集・整理し、市本部へ提供 ⑤ 国、県その他の関係機関に対する要望 ⑥ 市本部からの依頼事項 災害発生時は、各フェーズごとに、議会及び議員に求められる行動を規定。 議員は、市議会グループウェアにより自身の安否、居所、連絡先を、議会局を通じ災害対策会議へ伝える。 BCP に基づく対応 ① 大規模災害が発生 市災害対策本部設置 ② 市議会災害対策会議が議員の安否確認、議員が地域の被害情報を提供 ③ 市議会災害対策会議が、議員から提供された情報を整理し、市災害対策本部に提供 ④ 市本部で把握している情報を市議会災害対策会議に提供 ⑤ 市議会災害対策会議が市本部からの情報を議員に提供		

(様式)

防災訓練の実施手順

- ・平成29年度以降、毎年1回、計7回実施。
- ・第1回は、本会議中に大地震が襲来したとの想定で、避難訓練を主とした内容。
- ・第2回～7回は、安否確認及び災害対策会議を介した市本部との被災情報の共有の通信訓練を主とした内容。

訓練①各議員から災害対策会議へ安否や参集可否を連絡→議員全員から当日中に回答。

訓練②災害対策会議から各議員へ地域の被害状況の提供を依頼→訓練参加は任意としたものの、38人中20人の議員が回答。

訓練③市本部からの情報を全議員に共有

訓練④災害対策会議を開催し、訓練①～③で収集した情報を分析・整理

防災訓練で注意しているポイント

- ・各議員は市本部へ、直接問い合わせをしない。
- ・市本部は各議員へ、直接情報を流さない。

旭川市議会が参考にすべき点

筑西市でも感じたが、熊本地震が発生してから災害時BCPの策定提案までの期間が短い。

また、市議会基本条例の改正もスピーディーに実施した。

これを見習い、旭川市議会基本条例も改正すべきと感じた。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。